県　民　税

県民税は、県の仕事に必要な経費を広く県民からその能力に応じて負担してもらうための税です。

個人の県民税（市・町民税）

市・町民税と併せて一般に個人住民税と呼ばれています。課税の計算や納税の事務は、市町が市・町民税と併せて行っています。

納 め る 人（法第 24 条）

毎年１月１日現在県内に住所のある人 ……均等割と所得割

毎年１月１日現在県内（市・町民税については、市・町内）に事務所・事業所又は家屋敷を持っている人で、その所在する市・町内に住所がない人…… 均　　等　　割

◇非課税（法第 24 条の 5）

次のいずれかに該当する人には課税されません。

区　分	内　容
均等割と所得割が非課税	・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ・障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が 135 万円以下の人
均等割が非課税	・前年の合計所得金額が市町の条例で定める金額以下の人
所得割が非課税	・前年の総所得金額等が次の金額以下の人 同一生計配偶者又は扶養親族を有しない人 35 万円＋10 万円 同一生計配偶者又は扶養親族を有する人 35 万円×（同一生計配偶者・扶養親族の数＋１）＋10 万円＋32 万円

納 め る 額

均等割

県民税	市・町民税	
年 1,000 円	年 3,000 円	※

所得割

県民税	市・町民税
課税所得の４％	課税所得の６％

●**均等割**とは、所得の多少に関係なく１人１人が同じ額を納めるものをいいます。

●**所得割**とは、その個人が前年中に得た所得の額に応じて納めるものをいいます。

※令和６年度から、国内に住所のある個人に対して森林環境税（国税）が課税され県民税及び市・町民税と併せて１人年額 1,000 円が徴収されます。

◇所得割額の計算方法

前年の収入金額 － 必要経費（専従者控除を含む。）又は給与所得控除等の金額 ＝ 所得金額

所得金額 － 所得控除額 ＝ 課税所得金額

課税所得金額 × 税　率 － 税額控除額 ＝ 所得割額

所得割額 ＋ 均等割額 ＝ 県民税額（市・町民税額）

所得金額の計算は、所得税の場合と同じです。

（注）１ 土地、建物等の譲渡所得は、他の所得と分離して課税されます。

2 退職所得は、原則として退職手当等が支払われる際に特別徴収されます。

◇控除の種類

事業専従者控除（法第 32 条）

事業主と生計を共にする 15 歳以上の親族で、専らその事業に従事する各人について

- 青色申告の場合……専従者に支払った金額で相当と認められるもの
- 白色申告の場合……専従者 1 人について次のいずれか低い方の金額
  - ・50 万円（専従者が配偶者の場合には 86 万円）
  - ・事業専従者控除前の所得金額÷（専従者数＋1）

は所得金額の計算上必要経費とされます。

所 得 控 除（法第 34 条）

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>控　　除　　額</th></tr>
<tr><td>雑　損　控　除</td><td>次のいずれか多い金額
①（損失額－保険等により補てんされた金額）－（総所得金額等× 1/10 ）
②（災害関連支出の金額－保険等により補てんされた金額）－50,000 円</td></tr>
<tr><td>医 療 費 控 除</td><td>次のいずれかを選択して、算出した金額
①従来の医療費控除を適用する場合
（医療費－保険等により補てんされた金額）－（総所得金額等×５％又は10 万円のいずれか低い額）　限度額 200 万円

②医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）を適用する場合
（支払った一定のスイッチ OTC 医薬品の購入費－保険等により補てんされた金額）－12,000 円　限度額 88,000 円

※セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）は、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成 29 年１月１日から令和 8 年 12 月 31 日までの間に、スイッチＯＴＣ医薬品（要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品）を購入した際に、その購入費用について医療費控除を受けることができるものです。</td></tr>
<tr><td>社会保険料控除</td><td>支払った金額</td></tr>
<tr><td>小規模企業共済等掛　金　控　除</td><td>支払った金額</td></tr>
<tr><td>生命保険料控除</td><td>①平成 24 年以降に締結した保険契約等（新契約）（最高限度額 70,000 円）
生命保険、介護医療保険、個人年金保険のそれぞれにつき
<table>
<tr><th>前年中に支払った保険料</th><th>控　除　額</th></tr>
<tr><td>12,000 円以下</td><td>全額</td></tr>
<tr><td>12,000 円超～32,000 円以下</td><td>支払保険料×1/2＋6,000 円</td></tr>
<tr><td>32,000 円超～56,000 円以下</td><td>支払保険料×1/4＋14,000 円</td></tr>
<tr><td>56,000 円超</td><td>28,000 円</td></tr>
</table>
それぞれの適用限度額は 28,000 円</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>②平成 23 年末以前に締結した保険契約等（旧契約）（最高限度額 70,000 円）
生命保険、個人年金保険のそれぞれにつき
<table><tr><th>前年中に支払った保険料</th><th>控　除　額</th></tr><tr><td>15,000 円以下</td><td>全額</td></tr><tr><td>15,000 円超～40,000 円以下</td><td>支払保険料×1/2＋7,500 円</td></tr><tr><td>40,000 円超～70,000 円以下</td><td>支払保険料×1/4＋17,500 円</td></tr><tr><td>70,000 円超</td><td>35,000 円</td></tr></table>それぞれの適用限度額は 35,000 円

①の新契約と②の旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合、全体で 70,000 円が限度額となります。</td></tr>
<tr><td>地震保険料控除</td><td>①地震保険契約に係るもの
支払った地震保険料×1/2（限度額 25,000 円）
②長期損害保険契約に係るもの（平成 18 年 12 月 31 日までに契約締結したもの）
（支払った保険料のうち 5,000 円までの部分の全額）＋（5,000 円を超える部分の金額×1/2）（限度額 10,000 円）
①と②の合計の限度額 25,000 円</td></tr>
<tr><td>障害者控除</td><td>26 万円（特別障害者は 30 万円、同居特別障害者は 53 万円）</td></tr>
<tr><td>寡婦控除</td><td>26 万円</td></tr>
<tr><td>ひとり親控除</td><td>30 万円</td></tr>
<tr><td>勤労学生控除</td><td>26 万円</td></tr>
<tr><td>配偶者控除</td><td>最高 33 万円（70 歳以上の配偶者は 38 万円）
納税者本人の合計所得金額が 900 万円を超えると控除額が段階的に減少し、1,000 万円を超える場合は適用がありません。配偶者の合計所得金額は、48 万円以下の人が対象です。</td></tr>
<tr><td>配偶者特別控除</td><td>最高 33 万円
納税者本人の合計所得金額が 1,000 万円以下の人が対象であり、納税者本人と配偶者の所得に応じて減額されます。また、配偶者控除を受ける場合は、配偶者特別控除は受けられません。</td></tr>
<tr><td>扶養控除</td><td>扶養親族 1 人につき 33 万円（老人扶養親族は 38 万円、特定扶養親族及び同居老親等は 45 万円）</td></tr>
<tr><td>基礎控除</td><td>最高 43 万円
納税者の合計所得金額が 2,400 万円を超えると控除額が段階的に減少し、2,500 万円を超える場合は適用がありません。</td></tr>
</table>

税 額 控 除

税額控除には、調整控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除及び住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）があります。

豆知識

●調整控除

税源移譲による所得税と個人住民税との人的控除額の差額に起因する負担増を調整するため、設けられたものです。

① 個人県民税の課税所得金額が 200 万円以下の人
人的控除額の差額の合計額と課税所得金額のいずれか小さい額の 2%（市・町民税は 3%）

② 個人県民税の課税所得金額が 200 万円超の人
{人的控除額の差額の合計額－（課税所得金額－200 万円)}［5 万円を下回る場合は 5 万円］の 2%（市・町民税は 3%）

※合計所得金額が 2,500 万円を超える場合は適用がありません。

豆知識

●寄附金税額控除

地方自治体や一定の団体等に寄附した金額がある場合、次の計算により算定された額を個人住民税から控除することができます。

①地方自治体（都道府県・市区町村）に対する寄附の場合（ふるさと納税）
アとイの合計額
ア ［都道府県・市区町村に対する寄附金額－2,000 円］×4%（市・町民税は 6%）
イ ［都道府県・市区町村に対する寄附金額－2,000 円］×［90%－寄附者に適用される所得税の限界税率※×1.021］×2/5（市・町民税は 3/5）（イは、個人住民税所得割額の 20%を上限）
※所得税の限界税率とは、複数の税率を適用して所得税を計算する場合における最も高い税率のことをいいます。

②住所地の都道府県共同募金会及び日本赤十字社支部への寄附金で総務大臣の承認等を受けたものに対する寄附の場合
［寄附金額－2,000 円］×4%（市・町民税は 6%）

③各地方自治体が条例により指定した控除対象寄附金の場合
ア 住所地の都道府県が指定した控除対象寄附金の場合（県民税から控除）
［寄附金額－2,000 円］×4%
イ 住所地の市町が指定した控除対象寄附金の場合（市・町民税から控除）
［寄附金額－2,000 円］×6%

※控除対象となる寄附金の限度額は①～③を合わせて総所得金額等の 30%となります。

香川県の条例指定寄附金について

県の条例で指定している寄附金については、以下のとおりです。

① 公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人及び更生保護法人並びに認定特定非営利活動法人等のうち、県内に主たる事務所を有するものに対する寄附金

② 独立行政法人、日本赤十字社又は社会福祉法人が開設する県内の病院における業務に充てるためにそれらの法人に対して支出された寄附金

③ 国立大学法人、学校法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する県内の大学又は高等専門学校における業務に充てるためにそれらの法人に対して支出された寄附金

ガンバレさぬき応援寄付（ふるさと納税）について！

香川県は、ふるさと納税の対象となる地方団体です。

「ガンバレさぬき応援寄付」（ふるさと納税）は、香川県に対して寄付をすると、寄付金のうち 2,000 円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除されます。香川県出身の方だけでなく、香川県に興味や親しみがあり、「香川県を応援したい」と思ってくださる方は、どなたでもこの制度を活用していただけます。

控除を受けるためには、寄付をした翌年に、確定申告を行う必要がありますが、以下の条件を満たす方は、寄付金控除のための確定申告が不要になるワンストップ特例制度を利用することができます。ワンストップ特例を利用する場合、所得税からの控除は行われず寄付の翌年度の個人住民税から所得税控除分相当額を含めて控除されます。

① 確定申告をする必要のない給与所得者等であること
② １～１２月の寄付先自治体が５団体以内であること

寄せられた寄付金は、次のような目的に活用します！（使途を指定することができます。）

① 子育て
② 防災・減災
③ 若者の働く場確保
④ 水資源
⑤ 健康長寿
⑥ 教育
⑦ 農林水産業
⑧ 産業振興
⑨ 観光
⑩ 環境保全
⑪ 地球温暖化対策
⑫ 動物愛護管理
⑬ 野生鳥獣保護
⑭ 瀬戸内国際芸術祭
⑮ 特別名勝　栗林公園
⑯ 香川丸亀国際ハーフマラソン
⑰ 高校生花いけバトル
⑱ 奨学金返還支援
⑲ 地域スポーツチーム
⑳ 地域公共交通
㉑ こども図書館船（仮称）の運航
㉒ 文化財の保全
㉓ 香川県立アリーナ（あなぶきアリーナ香川）

※ 指定なしとすることもできます。

寄付の申込み（受付・お問合せ窓口）香川県政策部政策課 TEL087－832－3122

「ガンバレさぬき応援寄付」ｗｅｂサイト
パソコン・スマートフォンからは さぬき応援 検索

このほか、ＮＰＯの活動助成や講座の開催など、ＮＰＯ法人の支援のために活用することを目的に創設された香川県ＮＰＯ基金への寄附制度があります。

香川県ＮＰＯ基金への寄附は「ふるさと納税」として取り扱われ、寄附金控除が受けられます。詳しくは、香川県政策部男女参画・県民活動課（TEL　087-832-3174）にお問い合わせください。

豆知識

●住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン特別控除）

平成 21 年から令和 7 年 12 月 31 日までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている人で、所得税から控除しきれなかった額がある方は、次の額を翌年度の個人住民税から控除することができます。

（控除額）

次のいずれか小さい額　（控除期間は 10 年又は 13 年）

① 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額

② 所得税の課税総所得金額等の額に 5%を乗じて得た額（上限 97,500 円）

ただし、平成 26 年 4 月から令和 3 年 12 月 31 日（一定の要件を満たす場合は、令和 4 年 12 月 31 日）までに入居した場合で、住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が 8%又は 10%のときは、所得税の課税総所得金額等の額に 7%を乗じて得た額（上限 136,500 円）

※　令和元年 10 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日（一定の要件を満たす場合は、令和 4 年 12 月 31 日）の間に入居した方は、控除期間は 13 年とし、11 年目以降の 3 年間は建物購入価額の 2%の範囲で翌年度の個人住民税から控除されます。

納める方法（法第 41 条）

市町は毎月、納税者から納付があった税を市・町民税と県民税にあん分し、県民税分を県に払い込みます。

納税者が市町へ納付するときは、

給与所得者（特別徴収）……6 月から翌年 5 月までの 12 回に分けて、給与の支払者（特別徴収義務者）が毎月の給与から差し引いて納めます。

年金所得者で一定の条件を満たす方（特別徴収）……年金を支給する年金保険者が年金支給時（年 6 回）に公的年金から差し引いて納めます。

その他の者（普通徴収）……市町から送付される納税通知書（納付書）によって、6 月・8 月・10 月・翌年 1 月（市町によりこれと異なった納期の場合があります。）の 4 回に分けて納めます。

※　令和６年度の個人住民税の定額減税について

給与所得に係る特別徴収

令和６年６月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和６年７月分～令和７年５月分の 11 か月で均されます。

公的年金等に係る所得に係る特別徴収

定額減税「前」の税額をもとに算出された令和６年 10 月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和６年 12 月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。

普通徴収

定額減税「前」の税額をもとに算出された第１期分（令和６年６月分）の税額から控除され、控除しきれない場合は、第２期分（令和６年８月分）以降の税額から、順次控除されます。